

国際的な平和活動における武器使用

「国際的な平和活動」の概要

●国連PKO（平和維持活動）

○伝統型PKO

伝統的には、国連決議に基づき、停戦合意の成立後、紛争当事者の受入れ同意の下、中立・非強制を基本原則として、国連統括下で行う平和維持活動

任務：停戦や軍の撤退の監視等、紛争解決支援

例：UNDOF（ゴラン高原）、UNFICYP（キプロス）

○大規模／多機能型PKO

冷戦後、紛争の多くが「国際紛争」から「国内紛争」又は「国内紛争と国際紛争の混合型」へと変化したことに伴い、任務が多様化し、権限が強化された平和維持活動

（紛争当事者の同意を代替・補完する目的で、憲章7章に言及するものが多い。）

任務：伝統型PKO任務＋内戦等による破綻国家の再建、平和構築等

例：MONUC（コンゴ）、MINUSTAH（ハイチ）、UNMIS（スーダン）

●関連国連決議を有する多国籍軍等

国連安保理決議により、安保理が平和に対する脅威等に当たると認定した事態に対処するために、各国が、憲章7章に基づく行動をとることを安保理から授権された下で多国籍軍により行う活動その他関連国連決議を有する活動

任務：紛争解決、治安維持、人道復興支援等

例：イラク多国籍軍、INTERFET（東ティモール）、EUFOR（ボスニア・ヘルツェゴビナ）

*多国籍軍とは別に、各国が、国際協調の下で、国連安保理決議に基づく経済制裁（武器禁輸等）の実効性を確保するために行う活動もある。

*インド洋におけるOEF-MIOのように、各国が、関連国連決議を踏まえ、基本的には旗国の同意を前提として、国際協調の下で行う活動もある。

●その他（非国連型）

国連決議ではなく相手国の要請等に基づき、地域の安定化を目的として関係諸国が国連の枠外で行う活動

任務：停戦や軍の撤退の監視等、紛争解決支援、人道復興支援等

例：7ヶ監視ミッション、シンガポ国際監視団、ソモン地域支援ミッション

* PKOの任務の多機能化、多国籍軍の活動多様化に伴い、要員の安全に対するリスクが高まる傾向が見られる。

主たる任務・活動の例

停戦合意の履行確保

- ・紛争停止の遵守状況の監視
- ・緩衝地帯等における駐留・巡回

人道支援

- ・国のインフラの復旧、地雷除去
- ・難民支援
- ・DDR（武装解除・動員解除・社会復帰）
- ・治安部門改革（軍・警察の育成）
- ・国の機関に対する助言、指導

後方支援

- ・他国の要員等のための輸送、整備、建設
- ・他国の要員等の食料・燃料等の補給
- ・他国の要員等への医療の提供、捜索救助

警護

- ・ミッションの要員、施設、物品の保護
- ・復興支援活動等を行うNGO等の保護
- ・警護対象が人質となった場合の救出・奪回

治安維持

- ・駐留・巡回
- ・襲撃された市民の救助、テロリスト、暴徒等による破壊活動の鎮圧・防止
- ・検問、拘束

船舶検査

- ・監視・照会、乗船検査、回航命令、没収等

最近の「国際的な平和活動」の展開と我が国の現行法による実施の可否

取組のスキームの多様化

(参考)

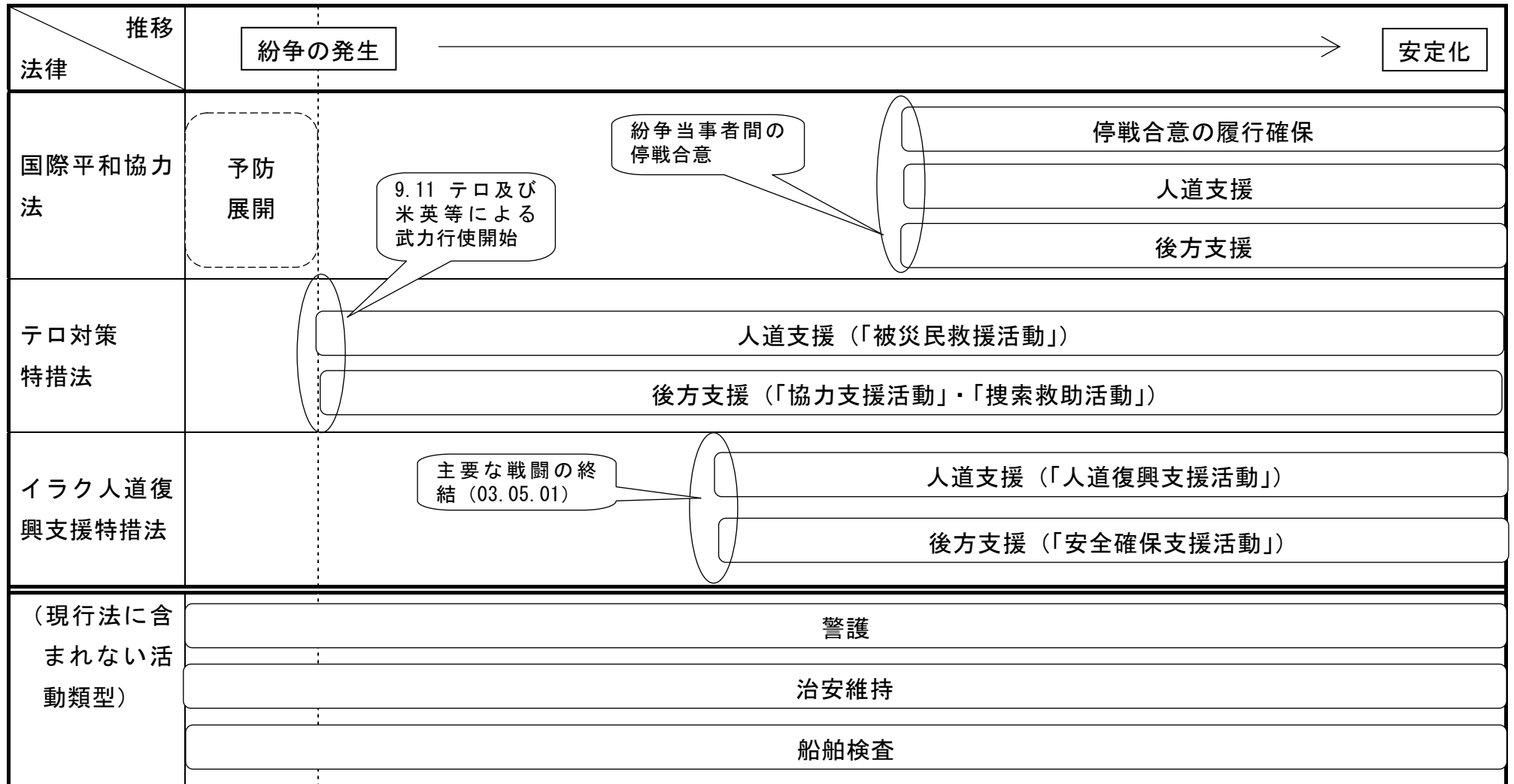
ミッションの種類	国連 PKO 及び 国際機関の活動	関連国連決議を 有する多国籍軍等 <small>(以下の項目は OEF・MIO 及びイラク 多国籍軍の場合。関連法のないその 他の活動では我が国はそもそも活 動できず。)</small>	その他 (非国連型)	周辺事態
法律名	国際平和協力法	テロ対策特措法 イラク人道復興支援特措法	法律なし	周辺事態安全確保法 船舶検査活動法
起因	紛争	紛争 <small>(「テロとの闘い」、対イラク武力行使)</small>	紛争	周辺事態
国際法上の根拠	国連総会又は安保理決議、 国際機関の要請等	旗国の同意、 国連安保理決議等	相手国政府の 要請等	後方地域支援：国際法上禁止されず 船舶検査：安保理決議又は旗国の同意
我が国の活動と憲法との関係を 整理する枠組み	参加 5 原則	非戦闘地域	—	後方地域支援：後方地域 船舶検査：非混交
活動種類の多様化・内容の充実	「国際的な平和活動」の種類			
	停戦合意の履行確保	○ (伝統的 PKO)	×	×
	人道支援	○ (注 2)	○ (注 2)	×
	後方支援	○	○ <small>(協力支援活動・捜索救助活動、 安全確保支援活動)</small>	×
	警護	×	×	×
	治安維持	×	×	×
船舶検査	×	×	×	○ (非強制措置のみ)

(注 1) それぞれの法律に規定される各活動の具体的内容は必ずしも同一ではない。(例：テロ対策特措法の被災民救援活動は復興支援を含まず。)

(注 2) 軍隊等に対する教育訓練等の規定はない。

(注 3) 自衛隊の活動ではないが、このような活動の中で我が国の開発専門家が活動している例もある。

情勢の推移と「国際的な平和活動」（概念図）



（注1）国際平和協力法では、いわゆる参加5原則を満たす場合でなければ業務を行えない。

（注2）両特措法においては、戦闘行為の継続又は再発にかかわらず、「非戦闘地域」において我が国の活動を実施できるとの枠組みである。

（注3）多国籍軍への協力は国際平和協力法では規定されておらず、特別措置法で対応する必要がある。

「国際的な平和活動」の種類及び必要とされる武器使用権限

		← 受動的	→ 能動的
規定 活動の	武器の 使用	現行法上認められた武器使用	現行法上認められていない武器使用の例（注1）
	活動の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己保存型の武器の使用 ・ 武器等防護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の自己保存、武器等防護を超える武器の使用（注2）
現行法に規定あり	停戦監視	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己又は自己の管理下の者等の生命又は身体の防衛（「いわば自己保存のための自然権的権利ともいうべきもの」）（国際平和協力法第24条等） ○ 自衛隊の武器等の防護（「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊・奪取しようとする行為から武器等を防護するもの」）（自衛隊法第95条） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要員（例：他国の軍隊、我が国の要員（文民を含む））へのいわゆる「駆けつけ警護」【ケース1、ケース2】
	人道支援		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> ミッションの任務妨害・不服従の排除 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検問突破の防止 ・ 移動、物資輸送の妨害の排除【ケース3】
	後方支援		
現行法に規定なし	警護	-----	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要員（例：他国の軍隊、我が国の要員（文民を含む））へのいわゆる「駆けつけ警護」【ケース1、ケース2】 ・ 警護対象（ミッション司令部等）への攻撃の排除【ケース4】 ・ 警護対象（人）が人質となった場合の救出・奪回
	治安維持		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> ミッションの任務妨害・不服従の排除 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市民の防護 ・ 暴動の統制 ・ 犯罪者等の逃亡の防止
	船舶検査 （注3）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不審船舶からの攻撃の排除 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> ミッションの任務妨害・不服従の排除 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警告射撃、強制乗船（抵抗を受けた際の武器使用を含む。）【ケース5】

（注1） これらの武器使用については、相手が「国又は国に準ずるもの」の場合には、憲法の禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあるとの趣旨の答弁がある。

（注2） この中には、例として現行法で認められた場合を除く国連要員の防衛等、国連の一般的な考え方では「自衛」に含まれるものもある。

（注3） 船舶検査を定めた規定としては、別途船舶検査活動法がある（武器使用権限は自己保存型及び武器等防護のみ）。

（注4） 各ケースは、それぞれ典型的と思われる活動において挙げているが、他の活動に際しても想定され得る場合もある。

現行法の考え方

1 憲法の禁ずる「武力の行使」

- 憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、基本的には、「国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」をいい、関連法において「戦闘行為」とは、「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」をいう。
- 憲法第9条第1項の「武力による威嚇」とは、「現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇すること」をいう。
- 「国際紛争」とは、「国家又は国家に準ずる組織の間で特定の問題について意見を異にし、互いに自己の意見を主張して譲らず、対立している状態」をいう。

2 国際連合等の活動との関係

- 我が国は憲法の平和主義、国際協調主義の理念を踏まえて国連に加盟しており、最高法規たる憲法に反しない範囲内で憲法第98条第2項に従い国連憲章上の責務を果たしていくこととなる。その場合、集団安全保障あるいは実態上確立されてきたPKO活動については、これに派遣された自衛隊の部隊の活動は我が国の行為であることには変わりはなく、憲法で禁じられた「武力の行使」又は「武力による威嚇」に当たる行為は、我が国としてこれを行うことが許されない。
- 国際平和協力法に基づくPKOへの参加については、要員の生命等の防衛のための必要最小限の武器使用、停戦合意が破れた場合等の我が国部隊等の撤収等のいわゆる参加5原則の前提が設けられていることから、我が国が自ら「武力の行使」をすることはなく、仮に国際平和維持隊等が「武力の行使」に及んだとしても、当該「武力の行使」と一体化することはない。
- テロ対策特措法及びイラク人道復興支援特措法に基づく対応措置については、①武器使用が要員の生

命等の防衛のための必要最小限のものに限定されており、我が国自らが「武力の行使」をすることはない。また、②対応措置がそれ自体として「武力の行使」に当たらず、また、その実施地域がいわゆる非戦闘地域に限定されていること等から、これらの対応措置が他国の「武力の行使」と一体化の問題を生じさせることはない。

3 現行法で認められた「武器の使用」

- 国際平和協力法及び両特措法に規定する「武器の使用」（自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するための必要最小限の武器使用）は、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであり、仮に「武器の使用」の相手方が国家又は国家に準ずる組織であっても、憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらない。
- 一般論として、部隊行動をしている武装した他国のPKO部隊は、その身を守るために必要な手段を有し、独自の判断で行動するものと考えられることから、「自己の管理の下に入った者」には当たらない。他方、武装した他国の要員であっても、自衛官と共に現場に所在し、不測の攻撃を受けて自衛官と共通の危険にさらされ、独自の対処によってその生命等の安全を確保することが難しい場合等「自己の管理の下に入った者」に含まれるケースも考えられる。
- 自衛隊による武器等防護のための「武器の使用」は、武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、仮に、「武器の使用」の相手方が国家又は国家に準ずる組織であっても、憲法の禁ずる武力の行使に当たらない。
- 「武器の使用」の相手方が国家又は国家に準ずる組織であった場合でも、憲法上の問題が生じない「武器の使用」の類型としては、現行の自己保存及び武器等防護以外はなかなか考えにくいのが、それらと並ぶような必要性と理屈があれば、将来そういうものが考えられないわけではない。

4 現行法で認められていない武器使用（「武力の行使」に当たり得るもの）

（1）ミッション等の要員等の防護（いわゆる「駆け付け警護」を含む）

- 自衛官の生命・身体の危険はない場合に他国の軍隊の要員の下に駆け付けて武器を使用することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものということとはできず、相手方が国家又は国家に準ずる組織である場合には、憲法の禁ずる「武力の行使」に当たるおそれがある。
- （いわゆる「駆け付け警護」の場合）相手方が単なる犯罪集団であることが明白な場合等、これに対する武器使用が国際紛争を解決する手段としての「武力の行使」に当たるおそれがないということを前提にすることが可能な場合には、憲法上当該武器使用が許容される余地がないとは言えない。

（2）ミッションの任務妨害・不服従の排除

- 任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するための武器使用については、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものの枠を超えるものであり、相手が国家又は国家に準ずる組織の場合には憲法の禁ずる武力の行使に該当するおそれがあることから、憲法との関係で慎重な検討が必要である。
- （任務遂行のための「武器の使用」の場合）相手方が単なる犯罪集団であることが明白な場合等、これに対する武器使用が国際紛争を解決する手段としての「武力の行使」に当たるおそれがないということを前提にすることが可能な場合には、憲法上当該武器使用が許容される余地がないとは言えない。
- （船舶検査活動法に関し）船舶検査活動における警告射撃等については、制裁対象国及び船舶の旗国との関係で憲法の禁ずる「武力の行使」又は「武力による威嚇」に当たらないか慎重な検討が必要である。

現行法で認められていない武器の使用の主要な例

【ケース１】誘拐された国連職員、邦人等を救出するケース

- 国連職員、邦人等が、現地で人道支援活動に従事していたところ、和平プロセスに不満を有する民兵組織により誘拐される事態が発生。
- この知らせを受けて、近傍に所在するPKO部隊は直ちに発生現場の周辺に包囲網を敷き、犯行勢力の逃走を防止する一方、人質解放に向けた交渉を行うが、解決の見込みがない場合には、人質救出のための相手に危害を加えることを含めた武器使用（以下の各ケースについても同様。）も排除されず。
- 現行法は、自衛隊がそうした活動を行うことを想定していないが、誘拐現場の近くに自衛隊しか所在しない場合に武器使用を伴う救出活動を行うことはできないのか。

【ケース２】襲撃された他国部隊を救援するケース

- 自衛隊が活動している地域において、他国の部隊が夜間に巡回していたところ、物陰から銃撃を受け、死傷者が発生。障害物により死傷者を後送できず、また、その後も銃撃が終わらないため、同部隊が主力部隊に応援を要請。
- 要請を受けた他国主力部隊は、遠隔地に所在するため、襲撃発生場所の近くに駐留する我が国部隊に対し、障害を除去し、同部隊を救出するよう支援を依頼。
- 現行法は、自衛隊がそうした活動を行うことを想定していないが、襲撃発生場所の近くに自衛隊しか所在しない場合に武器使用を伴う救出活動を行うことはできないのか。

【ケース3】移動を妨害する行為を排除するケース

- 我が国部隊が人道復興支援活動として水・食料等の人道関連物資の輸送を実施している状況で、武装勢力等が輸送経路を封鎖しているとの情報を事前に入手。
- 当該物資を輸送する経路は限定されており、武装勢力等による経路の封鎖を排除しなければ、任務が達成できない状況である。
- 現行法は、自衛隊がそうした活動を行うことを想定していないが、我が国部隊は、武装勢力等による移動妨害を排除するために、必要に応じて武器を使用することは可能か。

【ケース4】国連の施設、装備等を警護するケース

- 我が国部隊は、平素より出入りしている国連の施設の近傍を移動していたところ、不審な集団が同施設を襲撃し、国連が保有する物品や装備を略奪している状況に遭遇。
- 任務遂行に必要不可欠な国連の施設や装備の警護は、他国部隊が実施することとなっているが、その現場に所在しておらず、当該部隊が到着するまでに逃走される可能性がある。
- 現行法は、自衛隊がそうした活動を行うことを想定していないが、他国部隊と同様に、我が国部隊は、国連の施設等を防護するため、隊員の生命又は身体に対する危険の有無にかかわらず、必要に応じて武器を使用することは可能か。

【ケース5】安保理決議に基づく経済制裁（武器禁輸措置）の実効性を確保するための措置として、各国の軍隊等が協調して船舶検査活動を行うケース

- 安保理決議に基づく経済制裁（武器禁輸措置）の実効性を確保するための措置として、各国が協調して船舶検査活動を実施。
- 某国の艦艇が、公海上で禁輸措置の対象となっている武器を運搬している疑いのある不審船を発見したため、同船に対し積荷等を無線で照会。同船がこれに回答しなかったため、乗船して検査するために接近したところ、同船は逃走を開始。当該艦艇は、逃走を防止するために、警告射撃、強制乗船（抵抗を受けた際の武器使用を含む。）を実施。
- 現行法は、自衛隊がそうした活動を行うことを想定していないが、我が国も、安保理決議に基づき同様の船舶検査活動を実施する場合、同様の権限を付与することは可能か。